

経税部だより

診療報酬が低すぎないのか

ー開業医の平均像から読み解くー

経営・労働実態ー

税理士 清家 裕

I. 「開業医はもうけすぎ」か？

日頃、税理士として会計・税務の分野から、開業医の経営・労働実態を拝見させてもらっている。収入や所得の数字のベースになっている開業医の経営・労働実態は、一体どのようになっているのか。「開業医はもうけすぎ」なのか、「勤務医は働きすぎ、開業医は楽」なのか、そんな疑問を解き明かすために、大阪府保険医協会・歯科保険医協会が「開業医の経営・労働実態調査」を行うということで参加させてもらった。調査は2008年2月に行われ、その集計結果の中間報告が7月に出された。このデータから「開業医はもうけすぎ」かなどを考える一助に、開業医の平均像を考察することとした。

II. これが歯科開業医の平均像

歯科開業医17人（医療法人を含む）の平均数値を紹介する（表参照）。
これらのデータを要約すれば、平均年齢53.2歳、開業歴18.1年、スタッフ6.6人、1日当たり来院患者数27.8人、1人当たり診療時間25.4分、週労働時間60.21時間、月当たり診療所外業務5.2回、これらの経営・労働実態から生み出された年間収入が4,661万円、これが歯科開業医の平均像である。

III. 平均像から読み解く経営・労働実態

この調査での歯科開業医の平均の年間所得は1,101万円である。歯科開業医は週60.21時間働いている。年間に換算すると、約2,993時間（注1）である。家族労働の助けを借り、年間2,993時間の労働を費やして得た年間所得1,101万円は、時間あたりに換算すると3,679円の所得である。この所得には家族労働分や退職金が含まれている。時間あたり3,679円を高いと見るのか、低いと見るのか。

1. 診療希望時間では所得は205万円の赤字

この調査で歯科開業医は実際診療時間25.4分／1人に対し、希望診療時間を39.1分／1人としている。年間2,993時間の労働時間を変えないで、希望診療時間により年間所得を換算すれば、診療できる患者数が減り収入がダウンすることによって、約1,306万円（注2）の所得が失われ、所得は205万円の赤字に転落する。診療報酬の低さを、長時間労働と一人当たり診療時間の短縮とで、何とか補っている現状ではないのか。

2. 可処分所得は774万円

希望診療時間39.1分／1人を削って25.4分で診療をおこない、そして2,993時間を費やして得た年間所得1,101万円から、税金と社会保険料が差引かれる。1,101万円の可処分所得は、約327万円（注3）が差引かれ、774万円である。歯科開業医は774万円の可処分所得の必要性から、希望診療時間を35%も削り、しかもかなりの長時間労働で補っているのではないだろうか。

IV. 診療報酬が低すぎないのか

「開業医の経営・労働実態調査」のデータを基に、開業医の平均像を考察することによって、「開業医はもうけすぎ」「勤務医は働きすぎ、開業医は楽」とはいえない実態が浮かび上がった。週40時間の法定労働時間をはるかに超える労働実態（医科開業医58.11時間/週、歯科開業医60.21時間/週）が明らかになり、1カ月の時間外労働時間が医科開業医は78.78時間、歯科開業医は87.91時間（注4）である。これは過労死認定基準の80～100時間/月に迫るか超えている状態である。

歯科開業医は特に切実ではないだろうか。歯科開業医の年間所得は1,101万円、時間あたりに換算すると3,679円の所得、そして可処分所得は774万円である。これには家族労働分や退職金分が含まれている。774万円の可処分所得を得るためには、年間所得1,101万円、年間収入4,661万円である。4,661万円の年間収入を上げるためには、1日あたり27.8人の来院患者数、19.2人の診療患者数をこなさなければならない。1人あたりの希望診療時間39.1分を25.4分に削って診療しなければ、774万円の可処分所得は手に入らない。希望診療時間で診療すれば、年間所得は205万円の赤字となる過酷な状況である。

この実態調査では開業医の経営・労働に対する自由な意見も集められた。次にそのいくつかの意見を紹介する。

- 「開業医はいわば中小企業経営者であり、経営全般・経理・事務処理・人事・伝票整理・レセプト業務などが診療・往診時間外にある。その点でサラリーマンである勤務医と比べることに無理があり、適切ではない。診療時間以外に拘束される時間が多い。」（整形外科）
- 「ゆっくり時間をかけて説明すれば、経営が成り立たない。人を雇っていれば、時間給のほうが高つくので、今は一人で診療している状況。」（歯科）
- 「現在の歯科診療に対する評価（社会的にも経済的にも）は低すぎると思っています。小生、週50時間を超す診療時間で毎月やっとの生活です。週38～40時間の診療で自分の自由時間を少し多くとりたいですね。」（歯科）
- 「医院経営は大変苦しいです。今の低い点数では生活は何とかできても、高い子供の教育には手が回りません。ローンを抱えて、やりくりしながらやっています。それでも努力してやっと薬科大・薬大・理工系大を卒業させることができました。」（歯科）

まとめ

これらの意見を踏まえて、この稿のまとめをしておきたい。開業医は医者であり経営者である。これが勤務医と決定的に違うところである。開業医と勤務医が比較できないのはこのためである。勤務医と比較して、「開業医はもうけすぎ」「勤務医は働きすぎ、開業医は楽」と言い立てるのは、全くナンセンスである。歯科開業医も医科開業医も、なぜ過労死寸前の大変な長時間労働をしてまで診療しているのか、また希望診療時間を削ってまで不十分な診療で多くの患者を診ているのか、それは診療報酬が低すぎて経営が成り立たないからであり、家計が成り立たないからである。開業医が希望する診療時間を確保して納得のゆく診療ができ、患者が納得のゆく診療が受けられるようにするためには「何をどうすればよいのか」を、この実態

調査で明らかになった。「開業医はもうけすぎ」でも「開業医は楽」でもなく、問題は診療報酬の低さではないだろうか。この実態調査を補強するためにも、開業医の家計の実態調査が待たれるところである。そして、安心・安全の国民医療を実現していくために、あるべき「開業医モデル」を構築する必要があると考える。（了）

表 歯科開業医の平均像

1 年 齢	53.2歳	2 経歴年数	26.4年	
3 開業年数	18.1年	4 通勤時間(片道)	36.5分	
5 スタッフ数	①医 師	1.4人	②衛生士	1.7人
	③事 務	0.8人	④その他	2.8人
	合 計		6.6人	
6 業務指標	①来院患者数	27.8人／日		
	②診療患者数	19.2人／日		
	③処置数	20.3人／日		
	④手術数	1.38人／日		
	⑤書類作成	3.8時間／週		
	⑥レセプト	221件／月		
7 訪問診療等	①訪問診療	2.2単位／週		
	②夜間対応	0日／月		
	③休日対応	3.0日／月		
	④待機	0日／月		
8 診療時間	①実際診療時間	25.4分／1人		
	②希望診療時間	39.1分／1人		
	③不足診療時間	13.7分／1人		
9 診療所外業務	①医師会・保険医協会	3.0回／月		
	②他院所診療	0.5回／月		
	③学会・研究会	0.8回／月		
	④産業医	0回／月		
	⑤学校医	0.1回／月		
	⑥嘱託医	0.3回／月		
	⑦講演・講師	0.1回／月		
	⑧社会的活動	0.4回／月		
合 計		5.2回／月		
10 疲労とストレス				
①疲労		3.8点		
（「まったく疲れない」を1点～「とても疲れる」を5点とした5段階の平均点）				
②ストレス		22.4点		
（「ほとんどない」を1点～「よくある」を3点の3段階で13項目のスコアの平均点）				
最小値13点、最大値39点				
11 労働時間（通勤時間を除く）				
①労働時間		60.21時間／週		
②医師会・保険医協会		4.06時間／週		
12 収入と所得				
収入		46,615千円／年(雑収入を含む)		
所得		11,010千円／年		
（専従者控除や青色特典控除前。医療法人は個人ベースに換算、家族労働分を含む）				

注1：歯科開業医の年間労働時間
①この調査の1週間の労働時間（平日×5日＋土曜＋日曜）
10.01×5＋7.41＋2.75＝60.21時間
②年間総労働時間
60.21時間÷7日×365日＝約3139時間
③正月・盆休み・国民の祝日（20日）の調整（平日から日曜への振替）
10.01－2.75＝7.26時間 7.26×20＝145.2時間
④歯科開業医の年間労働時間（②－③）
約3139－145.2＝約2993時間
注2：希望診療時間による年間所得の算出（収入がストレートにダウンすると仮定）
①年間収入のダウン
4,661.5万円×25.4分÷39.1分＝約3,028.2万円
4,661.5万円－約3,028.2万円＝約1,633.3万円
②年間所得のダウン
約1,633.3万円×（1－0.2）＝約1,306万円（収入に比例して変動する医薬品費、材料費、委託費の比率を20%、その他の固定的経費は不変と仮定）
注3：税金・社会保険料の算定
①所得控除額を250万円（内、社会保険料控除額110万円）と仮定
②所得税・住民税1,101万円－250万円＝851万円
851万円×23%＝63.6万円＝約217.2万円
③税金・社会保険料
約217.2万円＋110万円＝約327万円
注4：1カ月の時間外労働時間（法定労働時間40時間／週、1月＝4.35週）
①医科開業医
（58.11時間－40時間）×4.35週／月＝78.78時間／月
②歯科開業医
（60.21時間－40時間）×4.35週／月＝87.91時間／月